平成２８年（フ）第１８２号
岡山県総社市門田554番地８　池下住宅　北
債務者　吉田千代子
1　決定年月日時　平成28年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１８０７号
札幌市西区福井７丁目７番41号
債務者　船木　孝雄
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８６７号
札幌市手稲区稲穂１条６丁目15番３号
債務者　木村　高史
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８９０号
札幌市中央区北６条西23丁目２番26―303号
債務者　亀谷　尚之
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９００号
札幌市清田区美しが丘３条６丁目10番３―602号
債務者　中山　賢二
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９２２号
札幌市西区発寒10条２丁目11番５号　千田マンション第一　７号
債務者　尾野　康子
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９２３号
札幌市西区発寒10条２丁目11番５号　千田マンション第一　７号
債務者　尾野　亮平
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９４１号
札幌市東区北50条東８丁目１番６号　コーポアザレア101号
債務者　村上　英明
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９４２号
札幌市東区北50条東８丁目１番６号　コーポアザレア101号
債務者　村上富美子
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２８８号
岩手県紫波郡紫波町日詰字下丸森111―１レオネクストばーきんぐ205号、住民票上の住所岩手県紫波郡紫波町桜町字下川原41番地２
債務者　伊藤　絵美
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２３２号
群馬県高崎市保渡田町139番地７
債務者　松岡　二郎
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第５４９号
埼玉県飯能市東町31番３号
債務者　佐藤　幸基
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５５５号
埼玉県川越市かすみ野１丁目７番地１
債務者　粟村　幸子（旧姓寺村）
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５６１号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷286番地313
債務者　小林　　忠
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６３号
岐阜県恵那市武並町竹折748番地11
債務者　遠山　徳広
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第３２３号
静岡県田方郡函南町日守553番地
債務者　杉山　稔恵
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第３７８号
静岡県沼津市大岡2825番地の４　ラフィネ503、前住所静岡県富士宮市北町10番17号エンドレス北町302号
債務者　中村　弥生
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第３９１３号
大阪市東成区大今里３丁目４番８号
債務者　水口亜由美（旧姓冨永）
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部